

# 各公共施設 比較一覧

# 資料4

施設	施設名	関係例規	目的（設置）	事業
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市立西河原公民館</li> <li>・狛江市立中央公民館</li> </ul>	社会教育法 狛江市立公民館条例	社会教育法：第二十条（目的） 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。  狛江市立公民館条例：第1条（設置） 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条に規定する目的を達成するため、狛江市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。	第4条（事業） 公民館は、おおむね次に掲げる事業を行う。 (1) 各種の学級、講座並びに講演会等を開催すること。 (2) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (3) 社会教育に関する資料を備え、その利用を図ること。 (4) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 (5) 施設及び設備を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
地域センター 地区センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上和泉地域センター</li> <li>・南部地域センター</li> <li>・野川地域センター</li> <li>・岩戸地域センター</li> <li>・根川地区センター</li> <li>・駄蔵地区センター</li> <li>・和泉多摩川地区センター</li> <li>・谷戸橋地区センター</li> </ul>	狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例	第1条（目的） この条例は、狛江市民の自発的なコミュニティ活動を助長するため、地域センター及び地区センターを設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理について必要な事項を定め、もって新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資することを目的とする。	記載なし
児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩戸児童センター</li> <li>・和泉児童館</li> <li>・北部児童館（こまっこ児童館）</li> </ul>	狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例	第1条（目的） この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、狛江市立児童館（以下「児童館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。	第4条（事業） 児童館は、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 児童のレクリエーション活動及びクラブ活動の指導奨励に関すること。 (2) 児童福祉及び児童文化に関する資料の収集又は展示に関すること。 (3) 児童福祉に関する講座の開設に関すること。 (4) 児童の育成相談に関すること。 (5) 狛江市に居住し小学校に在籍する児童で、かつ、労働等により保護者等が昼間家庭にいない者に対する放課後における健全育成に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
体育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市民総合・西和泉体育館</li> <li>・元和泉・東野川市民テニスコート</li> <li>・狛江市民・西和泉・狛江市多摩川緑地公園グラウンド</li> <li>・元和泉スリーオンスリーコート</li> <li>・狛江市民プール</li> <li>・元和泉市民運動ひろば</li> </ul>	狛江市体育施設条例	第1条（目的） この条例は、狛江市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図るため、必要な施設（以下「体育施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。	第3条（事業） 体育施設は、次に掲げる事業を行う。 (1) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進に関する事業 (2) 体育施設の利用に関する事業 (3) 前2号のほか、目的を達成するために必要な事業
市民活動支援センター	こまえくぼ1234	狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例	第1条（目的） この条例は、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、より良い市民生活の実現に向け、地域における課題の解決に資する取組を行う市民及び市民公益活動団体を支援するための活動拠点として、狛江市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。	第4条（事業） 支援センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 市民公益活動を支援するための相談に関すること。 (2) 市民公益活動を行っている個人、市民公益活動団体及び行政との連携並びに交流の促進に関すること。 (3) 市民公益活動に係る情報の収集及び提供に関すること。 (4) 市民公益活動を支援するための施設の提供に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの設置目的を達成するために必要な事業
図書館	狛江市立中央図書館	図書館法 狛江市立図書館設置条例 狛江市立図書館運営規則	図書館法：第1条（この法律の目的） この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。  狛江市立図書館設置条例：第1条（設置） 狛江市は、市民の読書要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする図書館活動によって、市民の教養、調査、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。	狛江市立図書館運営規則：第3条（事業） 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。）第3条の規定に基づき、次の事業を行う。 (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用 (2) 読書案内及び読書相談 (3) 館報及び読書資料の発行 (4) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供 (5) 読書会、研究会、講演会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励 (6) 図書館資料の図書館間相互貸借 (7) 学校図書館、公民館、地域センター図書室等の読書施設との連携及び協力 (8) 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進 (9) その他図書館の目的達成のため必要な事業
古民家園	狛江市立古民家園 （愛称 むいから民家園）	狛江市立古民家園条例	この条例は、市内の古民家等を復元保存し、利用に供することにより、地域文化の継承と発展に寄与するため、狛江市立古民家園（以下「古民家園」という。）を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。	第4条 古民家園は、次の事業を行う。 (1) 郷土の歴史、民俗等に関する資料（建造物を含む。）を展示し、見学に供すること。 (2) 郷土の歴史、民俗等に関する事業 (3) 前2号のほか、目的を達成するために必要な事業